

奈良県営水道訓令第一号

水道局
出先機関 各課

奈良県水道局行政文書規程（平成二年三月奈良県営水道訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第三条の二第三項中「ための」下に「点検、」を加える。

第二十四条中「第六条」を「第七条」に改める。

第三十条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第三十三条第一項中「第十条」を「第十一条」に改める。